

文教厚生委員会資料

健康福祉部

令和3年6月24日・25日

■条例案 3件

- 第84号議案 島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(地域福祉課) … 1
- 第85号議案 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
(障がい福祉課) … 3
- 第86号議案 島根県手数料条例等の一部を改正する条例
(薬事衛生課) … 5

■一般事件案 3件

- 承認第1号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]
《令和2年度島根県一般会計補正予算(第13号)》
(健康福祉総務課) … 8
- 承認第3号議案 専決処分事件の報告及び承認について
《令和2年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター
診療所特別会計補正予算(第3号)》
(健康福祉総務課) … 8
- 承認第4号議案 専決処分事件の報告及び承認について
《令和2年度島根県国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)》
(健康福祉総務課) … 8

■予算案 2件

- 第80号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第1号) [関係分]
(健康福祉総務課) … 11
- 第93号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算(第2号)
(健康福祉総務課) … 16

■報告事項 12件

- 1 新型コロナウイルス感染症の状況について
(感染症対策室) …19
- 2 新型コロナウイルス感染症の医療提供体制について
(感染症対策室) …21
- 3 新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について
(感染症対策室) …23
- 4 新型コロナウイルス感染症対策調整費の執行について
(健康福祉総務課) …25
- 5 飲食店の感染予防対策強化事業について
(薬事衛生課) …26
- 6 島根県再犯防止推進計画(案)について
(地域福祉課) …28
- 7 島根県保健医療計画の中間見直しについて
(医療政策課) …33
- 8 島根県循環器病対策推進計画(素案)について
(健康推進課) …38
- 9 令和2年合計特殊出生率について
(子ども・子育て支援課) …40
- 10 障がい者就労施設等からの物品等の調達(令和2年度実績、令和3年度調達方針)について
(障がい福祉課) …41
- 11 障がい者就労継続支援事業所における令和2年度の工賃実績について
(障がい福祉課) …42
- 12 島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画について
(障がい福祉課) …43

【別添資料】

- 資料1 島根県再犯防止推進計画(案)
- 資料2 島根県保健医療計画の中間評価及び見直しの概要
- 資料3 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（注）の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が令和3年8月1日に施行されることに伴い、島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」という。）について所要の改正を行う必要がある。

（注）生活保護法第38条で定める施設

2. 改正の概要

◆ （1）職場における適切なハラスメント対策

ハラスメント対策への対応を強化する観点から、事業者の責務を踏まえ適切なハラスメント対策を求める。

★ （2）業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築するため、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける。

◆ （3）災害対応に向けた地域との連携

災害対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

★ （4）感染症等の予防及びまん延を防止するための措置

感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関する取組を徹底するため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を義務付ける。

3. 改正に当たっての考え方

改正省令において、感染症等への対応に係る事項（上記2（2）及び（4）に掲げる事項）は「★従うべき基準」とされ、その他の事項（上記2（1）及び（3）に掲げる事項）は「◆参酌すべき基準」とされた。

県条例の改正に当たっても、改正省令で定める基準に準拠した内容とし、県独自の基準は設けない。

4. 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

ただし、上記2（2）及び（4）に掲げる事項については、改正省令の定めにより準拠し、令和6年3月31日までの間、措置義務を努力義務とする経過措置を設ける。

5. 参考

県条例の適用を受ける施設数

施設の種類	形態	対象者・目的	施設数
救護施設	入所	身体上又は精神上の著しい障害のため日常生活を営むことが困難な者を入所させて生活の扶助を行う。	1
更生施設	入所	身体上又は精神上の理由により養護指導を要する者を入所させて生活の扶助を行う。	0
授産施設	通所	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られた者に就労又は技能習得の機会を与えて自立助長をさせる。	0
宿所提供施設	利用	住居のない世帯に住宅の扶助を行う。	0

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1. 改正する理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

〔改正対象条例〕

- (1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (9) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

2. 改正の概要

[(1)～(9)共通]

- ① 指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるものとする

[(1)～(8)共通]

- ② 利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。

[(1) (7) (9) (10)]

- ③ その他規定の整備

3. 施行期日

公布の日から施行する。

島根県手数料条例等の改正について

1 改正理由

- (1) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」
(以下「薬機法」という。)の改正により、次の見直し等が行われたことに
伴う所要の改正
- ① 特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度の創設
 - ② 医薬品、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。)の製造業
の登録制度の新設及び製造管理又は品質管理の基準に関する調査制度
の見直し
- (2) その他所要の改正

2 改正内容

- (1) 薬機法の改正に関する事項
- ① 薬局の認定に関する手数料
 - (ア) 地域連携薬局の認定に関する手数料の新設
 - (イ) 専門医療機関連携薬局の認定に関する手数料の新設
 - ② 医薬品等の製造管理等に関する手数料
 - (ア) 医薬品等の製造工程のうち、保管のみを行う製造所の登録に関する
手数料の新設
 - (イ) 医薬品又は医薬部外品の製造業者が製造工程の区分ごとに受ける調
査等に関する手数料の新設及び関連する既存の調査手数料の改定
- (2) その他
覚醒剤取締法に関する覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定証
の再交付に関する手数料の新設

3 施行期日

- ・ 2 (1) 令和3年8月1日(改正後の薬機法の施行日と同日)
- ・ 2 (2) 公布の日

【認定薬局】

- 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に地域の
薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して
対応できる薬局(今回は「がん」が対象)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う関係手数料の新設及び改定

No	区分	手数料の名称	改定前手数料額	改定後手数料額案
1	新設	地域連携薬局認定申請		11,000
2	新設	地域連携薬局認定更新申請		11,000
3	新設	専門医療機関連携薬局認定申請		11,000
4	新設	専門医療機関連携薬局認定更新申請		11,000
5	新設	医薬品保管製造所登録申請		37,000
6	新設	医薬部外品保管製造所登録申請		31,000
7	新設	化粧品保管製造所登録申請		31,000
8	新設	医薬品保管製造所登録更新申請		23,000
9	新設	医薬部外品保管製造所登録更新申請		22,000
10	新設	化粧品保管製造所登録更新申請		22,000
11	改正	医薬品適合性調査申請(承認申請時)(無菌)	48,900	71,000
12	改正	医薬品適合性調査申請(承認申請時)(一般)	28,900	53,000
13	改正	医薬品適合性調査申請(承認申請時)(包装等)	13,400	24,000
14	改正	医薬品適合性調査申請(承認申請時)(外部試験機関等)	13,400	24,000
15	新設	医薬品適合性調査申請(承認申請時)(保管製造所)		24,000
16	新設	医薬品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(無菌)		71,000
17	新設	医薬品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(一般)		53,000
18	新設	医薬品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(包装等)		24,000
19	新設	医薬品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(外部試験機関等)		24,000
20	新設	医薬品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(保管製造所)		24,000
21	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(無菌)【基本】	104,200	128,000
22	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(無菌)【品目加算】	2,100	3,000
23	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(一般)【基本】	73,000	105,000
24	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(一般)【品目加算】	1,000	1,500
25	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(包装等)【基本】	39,400	56,000
26	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(包装等)【品目加算】	300	500
27	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【基本】	39,400	56,000
28	改正	医薬品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【品目加算】	300	500
29	新設	医薬品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【基本】		56,000
30	新設	医薬品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【品目加算】		500
31	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(無菌)【基本】		128,000
32	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(無菌)【品目加算】		3,000
33	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(一般)【基本】		105,000
34	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(一般)【品目加算】		1,500
35	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(包装等)【基本】		56,000
36	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(包装等)【品目加算】		500
37	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(保管製造所)【基本】		56,000
38	新設	医薬品適合性調査申請(必要時)(保管製造所)【品目加算】		500
39	改正	医薬部外品適合性調査申請(承認申請時)(無菌)	48,900	71,000
40	改正	医薬部外品適合性調査申請(承認申請時)(一般)	28,900	53,000
41	改正	医薬部外品適合性調査申請(承認申請時)(包装等)	13,400	24,000
42	改正	医薬部外品適合性調査申請(承認申請時)(外部試験機関等)	13,400	24,000
43	新設	医薬部外品適合性調査申請(承認申請時)(保管製造所)		24,000
44	新設	医薬部外品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(無菌)		71,000
45	新設	医薬部外品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(一般)		53,000
46	新設	医薬部外品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(包装等)		24,000
47	新設	医薬部外品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(外部試験機関等)		24,000
48	新設	医薬部外品適合性調査申請(変更計画確認申請時)(保管製造所)		24,000
49	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(無菌)【基本】	104,200	128,000
50	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(無菌)【品目加算】	2,100	3,000
51	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(一般)【基本】	73,000	105,000
52	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(一般)【品目加算】	1,000	1,500
53	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(包装等)【基本】	39,400	56,000
54	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(包装等)【品目加算】	300	500
55	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【基本】	39,400	56,000
56	改正	医薬部外品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【品目加算】	300	500
57	新設	医薬部外品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【基本】		56,000
58	新設	医薬部外品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【品目加算】		500
59	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(無菌)【基本】		128,000
60	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(無菌)【品目加算】		3,000
61	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(一般)【基本】		105,000
62	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(一般)【品目加算】		1,500
63	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(包装等)【基本】		56,000
64	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(包装等)【品目加算】		500
65	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(保管製造所)【基本】		56,000

No	区分	手数料の名称	改定前手数料額	改定後手数料額案
66	新設	医薬部外品適合性調査申請(必要時)(保管製造所)【品目加算】		500
67	新設	医薬品区分適合性調査申請(無菌)【基本】		128,000
68	新設	医薬品区分適合性調査申請(無菌)【製販加算】		10,000
69	新設	医薬品区分適合性調査申請(無菌)【品目加算】		3,000
70	新設	医薬品区分適合性調査申請(一般)【基本】		105,000
71	新設	医薬品区分適合性調査申請(一般)【製販加算】		8,000
72	新設	医薬品区分適合性調査申請(一般)【品目加算】		1,500
73	新設	医薬品区分適合性調査申請(包装等)【基本】		56,000
74	新設	医薬品区分適合性調査申請(包装等)【製販加算】		5,000
75	新設	医薬品区分適合性調査申請(包装等)【品目加算】		500
76	新設	医薬品区分適合性調査申請(保管製造所)【基本】		56,000
77	新設	医薬品区分適合性調査申請(保管製造所)【製販加算】		5,000
78	新設	医薬品区分適合性調査申請(保管製造所)【品目加算】		500
79	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(無菌)【基本】		128,000
80	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(無菌)【製販加算】		10,000
81	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(無菌)【品目加算】		3,000
82	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(一般)【基本】		105,000
83	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(一般)【製販加算】		8,000
84	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(一般)【品目加算】		1,500
85	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(包装等)【基本】		56,000
86	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(包装等)【製販加算】		5,000
87	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(包装等)【品目加算】		500
88	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(保管製造所)【基本】		56,000
89	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(保管製造所)【製販加算】		5,000
90	新設	医薬部外品区分適合性調査申請(保管製造所)【品目加算】		500
91	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(届出時)(無菌)	49,000	71,000
92	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(届出時)(一般)	29,000	53,000
93	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(届出時)(包装等)	13,500	24,000
94	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(届出時)(外部試験機関等)	13,400	24,000
95	新設	輸出用医薬品適合性調査申請(届出時)(保管製造所)		24,000
96	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(無菌)【基本】	104,300	128,000
97	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(無菌)【品目加算】	2,100	3,000
98	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(一般)【基本】	73,100	105,000
99	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(一般)【品目加算】	1,000	1,500
100	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(包装等)【基本】	39,500	56,000
101	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(包装等)【品目加算】	300	500
102	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【基本】	39,400	56,000
103	改正	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【品目加算】	300	500
104	新設	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【基本】		56,000
105	新設	輸出用医薬品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【品目加算】		500
106	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(届出時)(無菌)	49,000	71,000
107	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(届出時)(一般)	29,000	53,000
108	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(届出時)(包装等)	13,500	24,000
109	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(届出時)(外部試験機関等)	13,400	24,000
110	新設	輸出用医薬部外品適合性調査申請(届出時)(保管製造所)		24,000
111	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(無菌)【基本】	104,300	128,000
112	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(無菌)【品目加算】	2,100	3,000
113	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(一般)【基本】	73,100	105,000
114	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(一般)【品目加算】	1,000	1,500
115	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(包装等)【基本】	39,500	56,000
116	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(包装等)【品目加算】	300	500
117	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【基本】	39,400	56,000
118	改正	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(外部試験機関等)【品目加算】	300	500
119	新設	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【基本】		56,000
120	新設	輸出用医薬部外品適合性調査申請(定期)(保管製造所)【品目加算】		500
121	新設	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証書換え交付		2,000
122	新設	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証再交付		2,900
123	新設	医薬品、医薬部外品、化粧品(保管製造所)の登録証書換え交付		2,000
124	新設	医薬品、医薬部外品、化粧品の保管製造所の登録証再交付		2,900
125	新設	医薬品又は医薬部外品の基準確認証書換え交付		2,000
126	新設	医薬品又は医薬部外品の基準確認証再交付		2,900

覚醒剤取締法関係手数料の新設

No	区分	手数料の名称	改定前手数料額	改定後手数料額案
1	新設	覚醒剤原料取扱者の指定証の再交付		2,700
2	新設	覚醒剤原料研究者の指定証の再交付		2,700

令和2年度補正予算(令和3年3月31日専決処分) (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額(※)		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,447,301	2,142,537	0	0	2,447,301	2,142,537
地域福祉課	3,344,724	1,021,354	▲ 477,861	▲ 8,700	2,866,863	1,012,654
医療政策課	19,678,200	7,480,924	▲ 614,398	▲ 26	19,063,802	7,480,898
健康推進課	20,759,443	18,707,233	▲ 8,103	7,216	20,751,340	18,714,449
高齢者福祉課	18,658,198	13,124,428	0	0	18,658,198	13,124,428
青少年家庭課	3,514,965	2,102,963	0	▲ 2,919	3,514,965	2,100,044
子ども・子育て支援課	10,168,906	9,115,927	▲ 42,158	▲ 10,962	10,126,748	9,104,965
障がい福祉課	10,983,954	8,056,916	▲ 45	85	10,983,909	8,057,001
薬事衛生課	7,921,938	1,592,396	▲ 390,170	▲ 42,745	7,531,768	1,549,651
健康福祉部計	97,477,629	63,344,678	▲ 1,532,735	▲ 58,051	95,944,894	63,286,627

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	236,961	0	▲ 3,775	0	233,186	0
島根県国民健康保険特別会計	66,626,341	0	1,055,578	0	67,681,919	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	470,056	0	0	0	470,056	0

■令和2年度補正予算(令和3年3月31日専決処分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		97,477,629	▲ 1,532,735	95,944,894	▲ 1,453,720	0	0	▲ 19,800	▲ 1,164	▲ 58,051
地域福祉課		3,344,724	▲ 477,861	2,866,863	▲ 451,761	0	0	▲ 17,400	0	▲ 8,700
1	自立支援事業	2,187,272	▲ 451,761	1,735,511	緊急小口資金等の特例貸付に係る事務費					
2	被災者への支援事業	26,100	▲ 26,100	0	災害援護資金貸付事業					
医療政策課		19,678,200	▲ 614,398	19,063,802	▲ 610,908	0	0	▲ 2,300	▲ 1,164	▲ 26
1	県立高等看護学院運営事業費	403,672	▲ 3,492	400,180	高等看護学院改修事業					
2	原子力災害時の医療体制整備費	58,357	▲ 2,860	55,497	原子力災害医療関係機関連絡会議 ▲500 安定ヨウ素剤事前配布経費 ▲1,160 原子力災害医療活動用資機材整備 ▲1,200					
3	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	9,348,841	▲ 608,046	8,740,795	感染症患者受入医療体制強化事業 ▲264,397 無症状者等の療養体制確保事業 ▲137,708 島根県広域入院調整本部運営事業 ▲3,960 感染症対応従事者等慰労金交付事業 ▲93,531 医療機関における感染拡大防止等の支援事業 ▲108,450					
健康推進課		20,759,443	▲ 8,103	20,751,340	▲ 15,319	0	0	0	0	7,216
1	しまね産前・産後安心サポート事業費	40,553	▲ 8,620	31,933	産後のケア事業(感染症対策)					
2	国民健康保険支援事業費	5,641,762	517	5,642,279	国民健康保険特別会計繰出金					
3	親と子の医療費助成事業費	491,022	0	491,022	乳幼児等医療費助成事業					
4	原爆被爆者対策事業費	383,164	0	383,164	介護保険等利用被爆者助成事業					
青少年家庭課		3,514,965	0	3,514,965	2,919	0	0	0	0	▲ 2,919
1	子どもと家庭特定支援事業費	347,195	0	347,195	児童相談所一時保護事業					

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		10,168,906	▲ 42,158	10,126,748	▲ 31,196	0	0	0	0	▲ 10,962
1	結婚支援事業費	114,092	▲ 7,500	106,592	・地域少子化対策重点推進交付金事業					
2	みんなで子育て応援事業費(こっころ事業)	31,672	▲ 486	31,186	・しまね子育て応援/パスポート事業					
3	保育所等運営支援事業費	5,385,833	▲ 24,936	5,360,897	・保育士人材確保等事業 ▲1,809 ・保育対策総合推進事業 ▲11,771 ・保育所等の指導 ▲821 ・認可外保育施設に対する支援(マスク等衛生用品) ▲10,535					
4	地域の子育て支援事業費	1,126,934	▲ 1,123	1,125,811	・子育て支援の質の確保・向上事業					
5	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費	445,268	▲ 8,113	437,155	・新型コロナウイルス感染症対策事業(感染症対策) ▲6,500 ・新型コロナウイルス感染症対策事業(相談体制整備) ▲1,613					
障がい福祉課		10,983,954	▲ 45	10,983,909	▲ 30	0	0	▲ 100	0	85
1	障がい者施設等整備事業費	144,434	▲ 45	144,389	・障がい者福祉施設等整備事業					
薬事衛生課		7,921,938	▲ 390,170	7,531,768	▲ 347,425	0	0	0	0	▲ 42,745
1	感染症予防対策推進事業費	55,448	▲ 90	55,358	・予防接種事故対策費					
2	感染症の医療体制整備事業費	6,718,577	▲ 390,080	6,328,497	・感染症指定医療機関運営費 ▲405 ・感染症指定医療機関施設・設備整備費 ▲148,878 ・感染症検査体制整備 ▲27,028 ・患者搬送体制整備事業 ▲1,824 ・重点医療機関等設備整備事業 ▲69,959 ・救急・周産期・小児医療機関設備整備事業 ▲141,986					

■令和2年度補正予算(令和3年3月31日専決処分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計		236,961	▲ 3,775	233,186	▲ 3,775	0	0	0	0	0
1	予備費	72,825	▲ 3,775	69,050	・予備費					
島根県国民健康保険特別会計		66,626,341	1,055,578	67,681,919	1,059,823	0	0	0	▲ 4,245	0
1	保険給付費等交付金	54,685,735	▲ 33,466	54,652,269	・保険給付費等交付金					
2	後期高齢者支援金	7,475,493	0	7,475,493	・後期高齢者支援金					
3	介護納付金	2,453,367	0	2,453,367	・介護納付金					
4	特別高額医療費共同事業拠出金	75,893	▲ 9,232	66,661	・特別高額医療費共同事業拠出金					
5	予備費	1,149,024	1,098,276	2,247,300	・予備費					

令和3年度6月補正予算案 (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,368,214	2,107,844	0	0	2,368,214	2,107,844
地域福祉課	1,146,013	984,216	873,954	38	2,019,967	984,254
医療政策課	10,795,084	7,461,621	0	0	10,795,084	7,461,621
健康推進課	20,995,288	19,352,357	0	0	20,995,288	19,352,357
高齢者福祉課	15,392,136	13,720,385	0	0	15,392,136	13,720,385
青少年家庭課	3,447,109	2,180,561	32,858	9,587	3,479,967	2,190,148
子ども・子育て支援課	9,695,472	9,187,753	12,900	6,450	9,708,372	9,194,203
障がい福祉課	10,123,019	8,138,359	0	0	10,123,019	8,138,359
薬事衛生課	1,466,832	267,406	0	0	1,466,832	267,406
感染症対策室	5,434,499	471,215	0	0	5,434,499	471,215
健康福祉部計	80,863,666	63,871,717	919,712	16,075	81,783,378	63,887,792

■令和2年度6月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		80,863,666	919,712	81,783,378	897,187	0	0	0	0	22,525
地域福祉課		1,146,013	873,954	2,019,967	873,916	0	0	0	0	38
1	自立支援事業費	24,293	871,616	895,909	・緊急小口資金等の特例貸付に係る原資					
2	被災者への支援事業費	27,767	38	27,805	・生活福祉資金償還利子補給事業					
3	生活困窮者支援体制整備事業費	16,003	2,300	18,303	・新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金					
青少年家庭課		3,447,109	32,858	3,479,967	23,271	0	0	0	0	9,587
1	女性相談事業費	54,127	15,000	69,127	・地域女性活躍推進交付金(つながりサポート型)事業					
2	施設入所児童支援事業費	1,836,914	17,858	1,854,772	・児童福祉施設等環境改善事業 11,674		・児童養護施設退所者等自立支援事業 6,184			
子ども・子育て支援課		9,695,472	12,900	9,708,372	0	0	0	0	0	12,900
1	保育所等運営支援事業費	5,765,257	12,900	5,778,157	・保健衛生用品の購入費等助成					

□債務負担行為

	事項	期間	限度額(千円)	内容	所管課
1	生活福祉資金利子補給金	令和4年度～令和10年度	593	令和3年4月松江市島根町火災に係る生活福祉資金の利子補給金	地域福祉課
2	施設入所児童支援事業費	令和4年度	331,238	わかたけ学園施設工事費等	青少年家庭課

【6月補正（健康福祉部所管分）】

補 正 項 目

新型コロナウイルス感染症対策事業

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説 明	所 管 課
1		生活福祉資金の特例貸付	871,616	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で収入の減少があった世帯に貸し付ける特例の生活福祉資金について、貸付の受付期間が延長されたことに伴い、貸付原資、債権管理事務費等を増額 [貸付受付期間] 延長前 令和3年3月末まで 延長後 令和3年6月末まで [申込先] 市町村社会福祉協議会 [負担割合] 国10/10	地域福祉課
[貸付内容]					
		区 分	緊急小口資金 (休業された方向け)	総合支援資金 (失業された方等向け)	
		貸付上限	20万円以内	月20万円以内×原則3月以内 (再貸付あり (注))	
		据置期間	1年以内 (令和4年3月末以前に償還期間が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長)		
		償還期限	据置期間経過後2年以内	据置期間経過後10年以内	
		貸付利子	無利子		
		保証人	不要		
(注) 令和3年3月末までに申請した特例貸付においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を受けることができる(延長貸付)。 また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。					

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
2	新	女性のつながりサポート相談事業	15,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、NPO等の民間団体の知見を活用したきめ細かい相談支援を実施 [実施内容] ・電話やメール、オンラインでの相談対応 ・県内各地域で相談会や交流会を実施 ・生理用品の配布とあわせて各種相談支援機関の周知を実施 [負担割合] 国3/4・県1/4	青少年家庭課
3	新	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業	2,300	市町村が行う生活困窮者自立支援の取組を強化 [実施市町村] 浜田市 [実施内容] 自立相談支援機関である市社会福祉協議会の相談員を増員 [負担割合] 国3/4・市町村1/4	地域福祉課
4		児童養護施設退所者等自立支援事業	6,184	児童養護施設を退所する児童等の退所後の生活基盤を安定させ、円滑な自立を支援するため、国から交付される自立支援資金貸付事業の貸付原資を積み増し	青少年家庭課

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
5		児童養護施設等におけるマスク・消毒液等確保事業	24,574	<p>児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、衛生用品等の確保を支援</p> <p>[対象施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等 ・認可外保育施設 ・私立幼稚園 <p>[実施内容]</p> <p>各施設における衛生用品の購入経費等を支援</p> <p>[負担割合]</p> <p>国1/2・県1/2</p>	<p>青少年家庭課</p> <p>子ども・子育て支援課</p>

その他

(単位:千円)

No	新規	事業名	予算額	説明	所管課
6		生活福祉資金利子補給事業	38	<p>松江市島根町加賀で発生した大規模火災により被害を受けた世帯等を対象として、生活福祉資金の貸付利率が0%となるよう利子補給を実施</p> <p>[債務負担行為]</p> <p>593千円 (R 4~10)</p>	地域福祉課

令和3年度6月補正予算案(追加提案分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,368,214	2,107,844	0	0	2,368,214	2,107,844
地域福祉課	2,019,967	984,254	0	0	2,019,967	984,254
医療政策課	10,795,084	7,461,621	0	0	10,795,084	7,461,621
健康推進課	20,995,288	19,352,357	0	0	20,995,288	19,352,357
高齢者福祉課	15,392,136	13,720,385	0	0	15,392,136	13,720,385
青少年家庭課	3,479,967	2,190,148	0	0	3,479,967	2,190,148
子ども・子育て支援課	9,708,372	9,194,203	0	0	9,708,372	9,194,203
障がい福祉課	10,123,019	8,138,359	0	0	10,123,019	8,138,359
薬事衛生課	1,466,832	267,406	0	0	1,466,832	267,406
感染症対策室	5,434,499	471,215	900,000	0	6,334,499	471,215
健康福祉部計	81,783,378	63,887,792	900,000	0	82,683,378	63,887,792

(※)補正前の額は、補正予算(第1号)後の額

■令和2年度6月補正予算案(追加提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課 名	議 案 事 業 名	補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		81,783,378	900,000	82,683,378	900,000	0	0	0	0	0
	感染症対策室	5,434,499	900,000	6,334,499	900,000	0	0	0	0	0
1	感染症の医療体制整備事業費	4,068,508	900,000	4,968,508	*新型コロナウイルスワクチン支援事業					

【6月補正（追加提案分）】

補 正 項 目

(単位:千円)

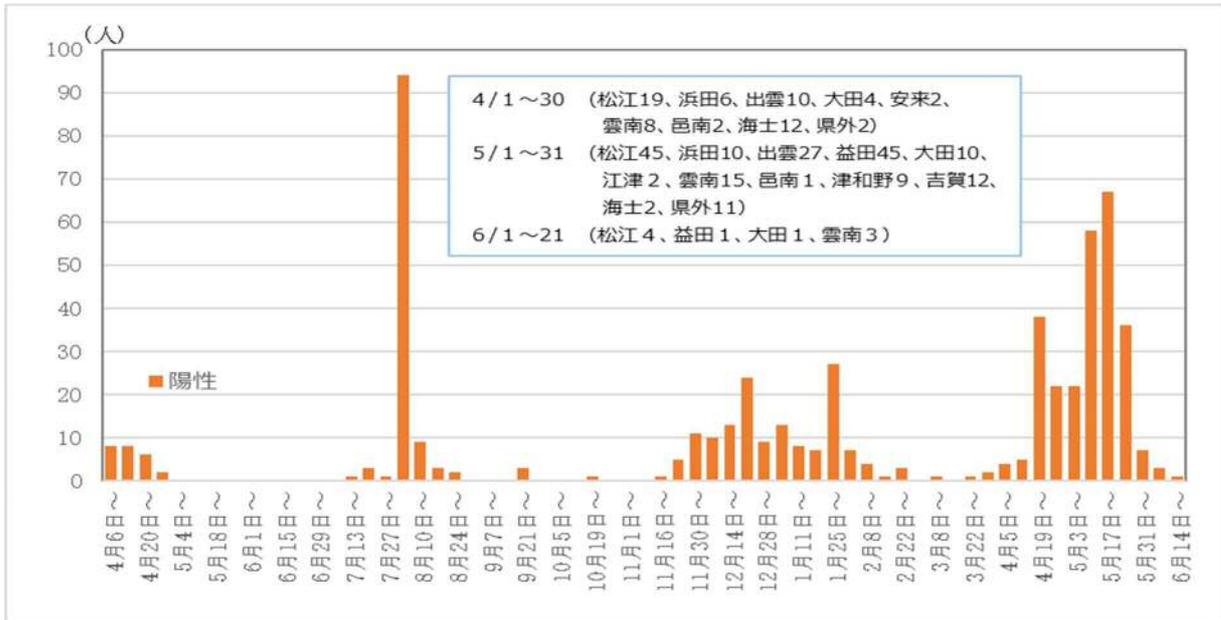
新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	新型コロナウイルスワクチン接種支援事業	900,000	<p>市町村の新型コロナウイルスワクチン接種を支援するため、国の新たな財政支援策を活用し、7月末までに一定規模以上の接種等を行う診療所及び病院に対し、接種費用に上乗せして助成</p> <p>[上乗せの内容] (負担割合 国10/10)</p> <p>①診療所における接種回数の底上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週100回以上の接種を4週間以上行う場合、その週は1回あたり2,000円 ・週150回以上の接種を4週間以上行う場合、その週は1回あたり3,000円 <p>②接種施設数の増加</p> <p>診療所及び病院が1日あたり50回以上の接種を行った場合、1日あたり10万円(定額)(①とは重複しない)</p> <p>③接種体制の強化</p> <p>以下の場合に、ワクチン接種に要する経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院が特別な体制を組んで、1日あたり50回以上の接種を1日以上行う週が4週間以上となる場合 ・医療従事者の確保が困難な地域における時間外・休日のワクチン接種会場へ医療従事者の派遣を行う場合(助成上限額) <p>医 師：1人1時間あたり7,550円 看護師等：1人1時間あたり2,760円</p> <p>※参考 接種費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり2,070円 ・時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円) ・国から市町村へ交付(国10/10) 	感染症対策室

新型コロナウイルス感染症の状況について

1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等

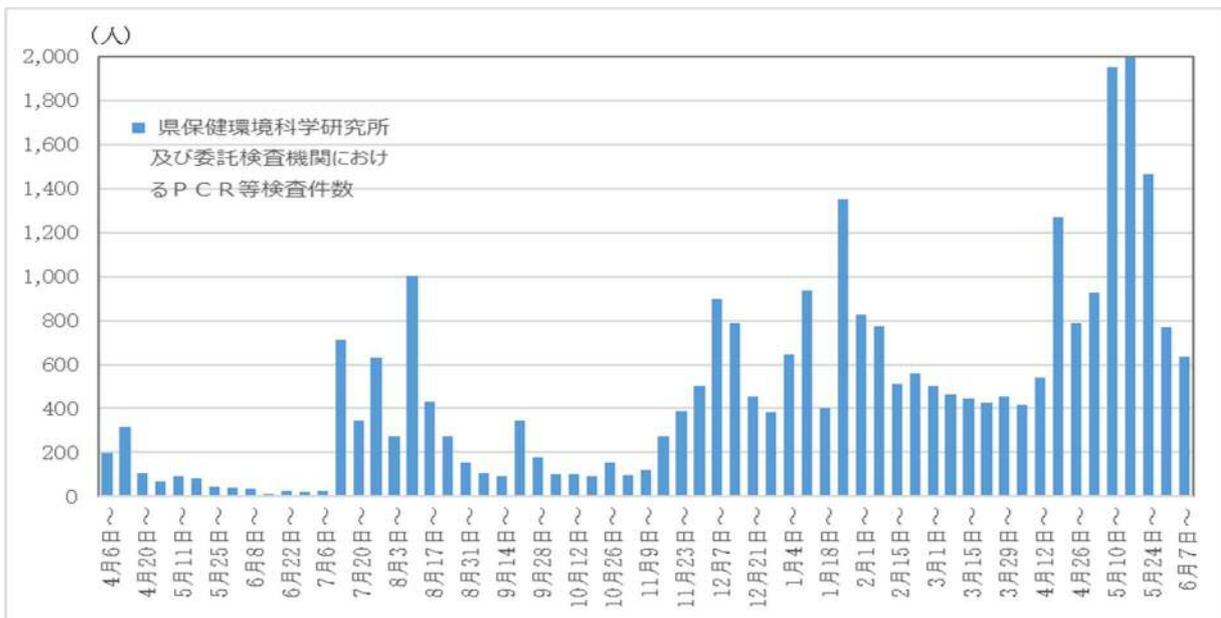
昨年4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから6月21日までに、計551人の感染が確認されました。本年4月以降は4月65人、5月189人、6月9人の感染が確認されています。

(1) 陽性患者の発生状況（6月21日時点）



(※週単位での集計)

(2) PCR等検査の実施状況 6月第2週末時点



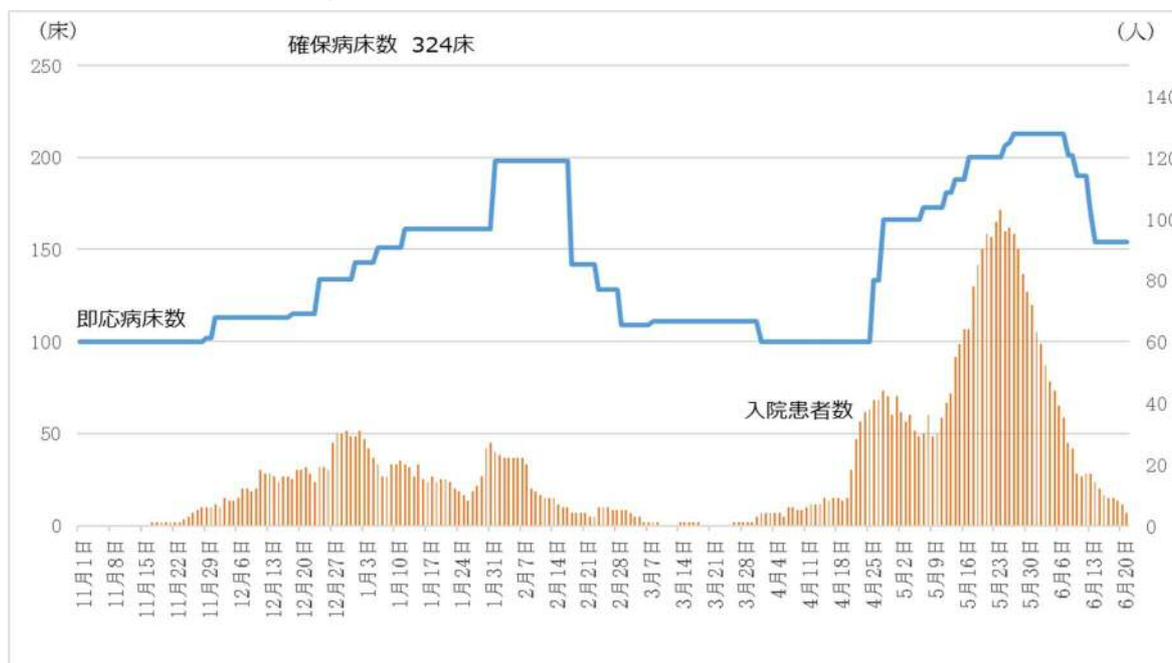
(※週単位での集計)

2. 医療提供体制

(1) 病床の確保・使用状況（6月21日時点）

県内確保 病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)	病床使用率	
			確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
324床	154床	4人	1.2%	2.6%

(令和2年11月以降の日別状況)



(2) 軽症者等の宿泊療養

- 患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保

玉造国際ホテルRivage Choraku（松江市・45室）

島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）

島根県立少年自然の家（江津市・20室）

8月を目途に、宿泊療養専用のプレハブ施設を整備予定（松江市・80室）

- 宿泊療養の状況

稼働期間 5/29～6/4

療養者総数 2人

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制について

今後の新型コロナウイルスの感染拡大に備えて、これまでの取組や経験を踏まえ、医療提供体制を強化した、新たな「新型コロナウイルス感染症における島根県病床確保計画」を策定しました。

計画策定に当たっては、国から、今後の感染拡大に備えた医療提供体制で対応可能と想定した以上の患者数が発生する事態や短期間で急激な感染拡大が生じる事態が起こりうることから感染者急増時の緊急的な患者対応についても策定するよう示されています。

「病床確保計画」の策定

○基本的な考え方（第1～4段階）

＜入院病床＞

- ・複数クラスターの発生に備え、
ピーク時の推計入院患者147人に対し第4段階で220床を確保
(前計画との差+20床)
- ・通常の医療との両立を見据え、患者増加に応じて段階ごとに設定

＜宿泊療養＞

- ・ピーク時の推計宿泊療養患者61名を上回る98室を引き続き確保
(玉造国際ホテル45室+県立少年自然の家20室+県立青少年の家サン・レイク33室)

○感染者急増時の緊急的な患者対応（第5段階）

- ・新規感染者数の2倍を基礎とした急増時の推計患者総数320人に対し、今回の計画策定に向け医療機関と調整し確保した入院病床324床及び宿泊療養施設98室で感染者急増時に対応
※推計上の最大新規感染者数16人/日×2×療養日数10日

【病床確保計画】

段階	入院患者数	確保病床数 (うち重症)	宿泊療養 確保室数	備考
1	0～29	115 (5)	—(98)	宿泊療養受入は第2段階から
2	30～49	120 (10)	98	
3	50～99	170 (20)	98	
4	100～147	220 (25)	98	
5	最大237	324 (25)	98	感染者急増時の緊急的な対応

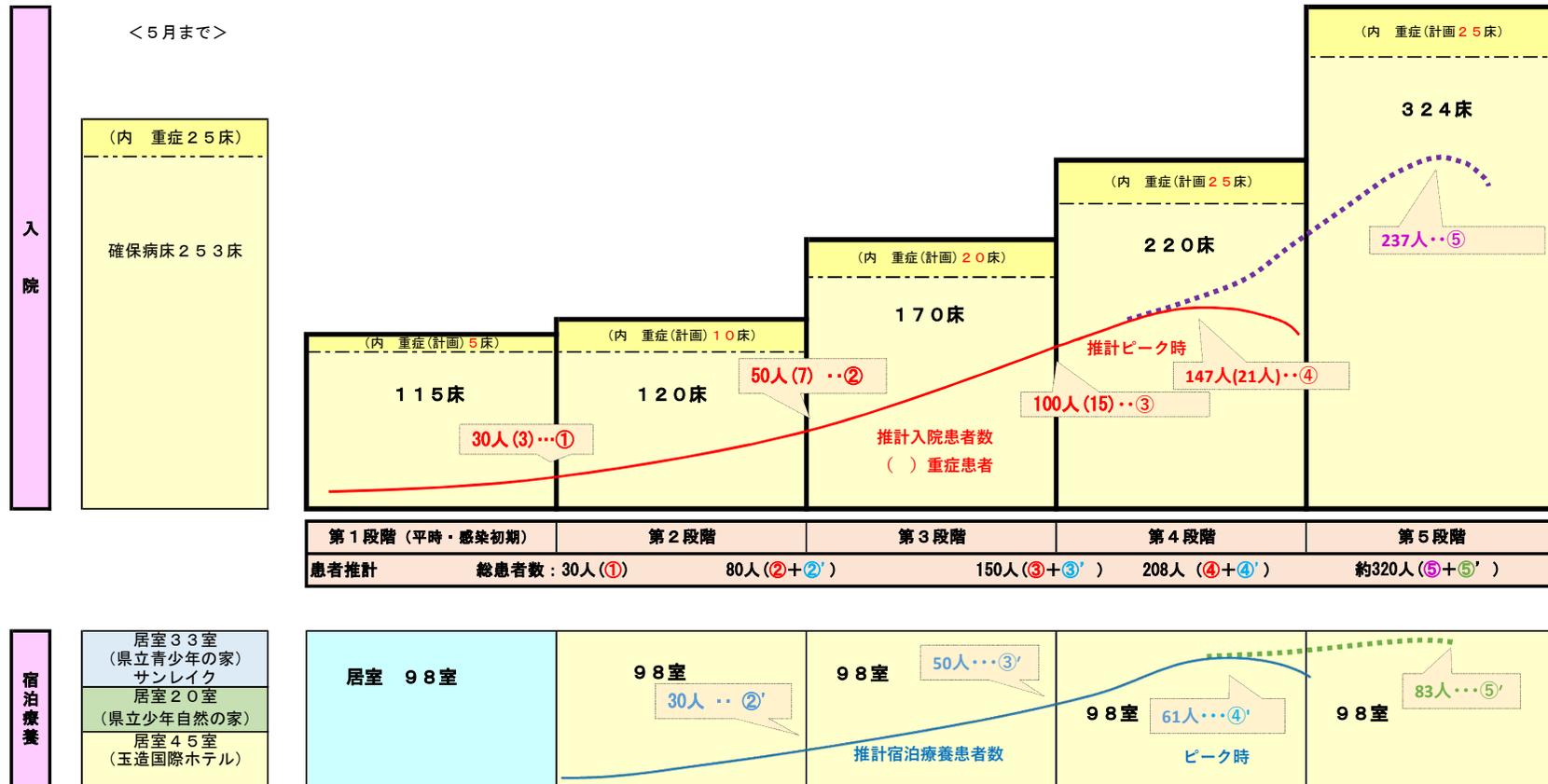
※即応病床の確保・調整については感染者の発生状況等を踏まえて対応

新型コロナウイルス感染症における島根県病床確保計画【令和3年6月】

○令和2年7月の患者推計に基づき確保した病床に、追加で病床を確保する。

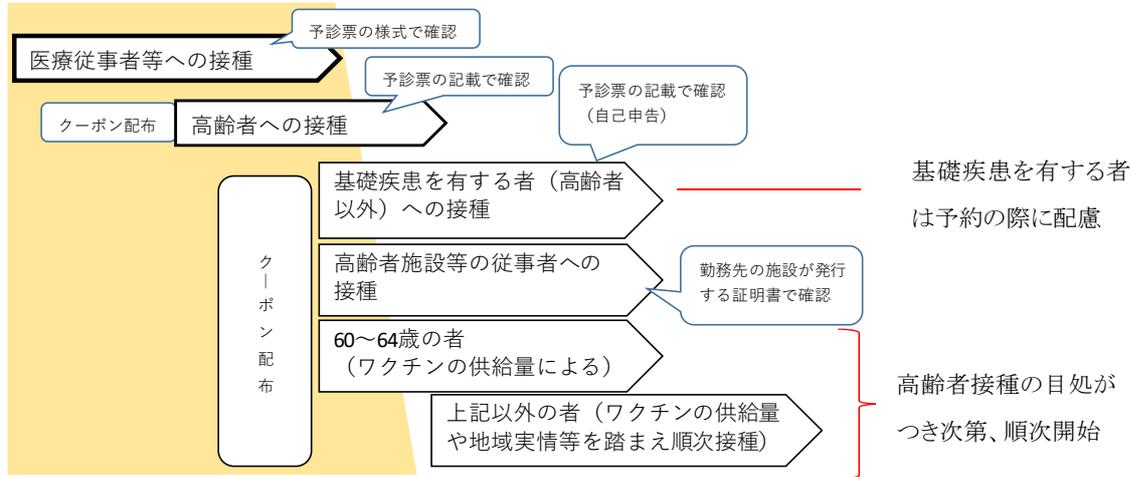
○国が今冬の感染状況を踏まえ、急減な感染拡大が生じた場合として示した患者推計数について、必要な病床を確保する。【推計】患者総数**320人**(概数)

【条件】高齢者群中心モデル／実効再生産数1.7／基準日から3日後	【推計】	患者総数 208人 ／入院患者数 147人 (うち重症 21人) 宿泊療養患者数 61人
----------------------------------	------	---



新型コロナウイルスワクチンの接種の状況

1. 優先接種順位



2. 県内のワクチン接種の状況

(1) 医療従事者等の優先接種 2月時点で約26千人 → 実績:約28千人程度になると見込む

※6月20日現在 医療従事者等(1回目27,783人、2回目24,594人)

現在、医療従事者等向けに優先配分されたワクチンの残バイアルの調整中

- ・4月以降の新規採用者など未接種の方
- ・保健所等、接種の順番を遅めに設定していた方

(2) 高齢者等の住民向け接種の状況

① 高齢者(65歳以上)の優先接種 接種を希望する方の2回接種を7月末までに完了見込み

※1回目の接種・予約状況(6月末見込み):人口比で約7割(229千人×0.7≒約160千人)

7月4日までにワクチン438箱(243千人の2回接種相当)が国から配分

② 16～64歳の方 市町村から接種券を6月中旬以降発送し、順次、予約・接種を開始

※高齢者接種の進捗を踏まえつつ各市町村で予約・接種開始時期を調整

7月中旬頃から徐々に基礎疾患を有する方などへ接種対象が広がる予定

③ 12歳～15歳の方 市町村の準備が整い次第、接種券を発送(保護者の同意、接種時同伴が原則)

(参考) ワクチンの概要

	ファイザー	武田/モデルナ	アストラゼネカ
対象年齢	12歳以上	18歳以上	18歳以上
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (28日～84日間隔)
保管温度	-75°C±15°C:6ヶ月 2～8°C:1ヶ月	-20°C±5°C:6ヶ月 2～8°C:30日* ※6ヶ月の有効期間中に限る	2～8°C:6ヶ月
1バイアルの接種回数	一般 5回分/バイアル 特殊 6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
備考	2月以降、全国で接種	5月下旬から自衛隊や企業等が設置する大規模会場で使用	国内での使用のあり方について引き続き検討

4. 厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）での分析・評価

第61回 令和3年6月9日開催 当日資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19142.html

〔概略〕 ・対象となる報告 令和3年2月17日～5月30日報告分

令和3年6月9日開催 第61回審議会 資料1-1-1より	5月30日現在 推定接種者数 (回分)	副反応疑い報告数			
		(報告頻度)	うち重篤報告数 (報告頻度)	うち 死亡報告数 (報告頻度)	
予防接種法に基づく 医療機関からの 副反応疑い報告	13,059,159	10,658 0.08%	1,260 0.01%	122 0.00%	
	内訳①	医療機関から「関連あり」と報告	7,491	819	6
		医療機関から「関連なし」または「評価不能」と報告	3,167	441	116
	内訳②	男性	1,911	249	59
		女性	8,728	1,007	63
		不明	19	4	0
		アナフィラキシー事例として報告されたもの	1,263		

接種後の死亡事例として報告された事例に対する専門家の評価結果

因果関係評価結果（公表記号）	件数
α（ワクチンと症状名との因果関係が否定できないもの）	0
β（ワクチンと症状名との因果関係が認められないもの）	0
γ（情報不足等によりワクチンと症状名との因果関係が評価できないもの）	139

※令和3年2月17日～5月30日までに死亡事例として報告され、分析・評価した139事例

接種から発症までの日数別報告件数

新型コロナウイルスワクチン（ファイザー）	件数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8～14日	15日以降	不明
合計報告症状数		1,283	61	14	11	11	6	0	4	13	7	2
アナフィラキシー	1,263	1,225	29	5	1	1	1			1		
けいれん	39	25	8	3			1		1		1	
ギラン・バレー症候群	6	1			1	2				2		
急性散在性脳脊髄炎（ADEM）	5	3				1				1		
血小板減少性紫斑病	7		1			1				4	1	
血管炎	5	1	2	1		1						
無菌性髄膜炎	8		1	1	2					3		1
脳炎・脳症	4	2			1				1			
関節炎	36	16	17						1		1	1
脊髄炎	3	1			1					1		
心筋炎	5		1		2	1	1					
顔面神経麻痺	27	5	2	4	3	4	3		1	1	4	
血管迷走神経反射_失神を伴う	4	4										

第61回審議会資料1-1-1 p26より転用 ※医療機関からの副反応疑い報告のデータを元に国立感染症研究所作成

（参考）・ 島根県内医療機関から国に報告された副反応疑い 53件（6月21日現在）

5. モデルナ社製ワクチンを使用した接種に関する取り組み状況

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でモデルナ社製ワクチンの接種を行う「職域接種」の国への申請受付が6月8日から開始。

国への申請（6月21日現在）10団体

内訳：国の承認済み 6件、国の承認待ち 4件 ・ 企業 4件 ・ その他法人 2件

新型コロナウイルス感染症対策調整費の執行について

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により新たに生じる財政需要に機動的に対応するため令和3年度当初予算で設定されている枠予算「新型コロナウイルス感染症対策調整費」を活用し、以下の事業を実施する。

2. 実施内容

(1)社会福祉施設（入所施設）で感染者が発生した場合の対応

- ・介護施設等及び障害者支援施設等において、施設内で感染者との接触を避けるため、解体予定の出雲市内の特別養護老人ホームを陰性者の一時滞在施設として借り上げ 56,000 千円
- ・県所管の救護施設（1施設）において、軽症者の施設内療養を行うために必要な改修を実施 6,000 千円
- ・児童養護施設等において、陰性者の受け入れ先として、施設近隣の民間宿泊施設を活用 3,192 千円

(2)児童相談所等（県立施設）における衛生用品の購入及び一時保護児童等のPCR検査の実施 5,255 千円

(3)「まめネット」web会議サービス支援

医療・介護従事者間や医療・介護従事者間を媒介した患者への感染拡大防止のため、「まめネット」のweb会議サービスを活用する医療機関や介護施設等の負担軽減を行い、遠隔診療体制の整備を支援 4,385 千円

3. 総額 74,832 千円

飲食店の感染予防対策強化事業について

1 趣旨

飲食店における感染防止対策を徹底するために、第三者認証制度(「しまね安心なお店」認証制度)を導入し、県民及び来県者が安心して飲食店を利用できるようにする。

また、認証に必要な感染対策機器類の購入経費を補助することにより認証取得を促進する。

2 概要

(1) 第三者認証制度(薬事衛生課)

認証を希望する飲食店を個別訪問し、県が策定した感染防止対策の基準を満たしている飲食店を県が認証

※別紙参照

(2) 感染対策機器類の購入経費補助(しまねブランド推進課)

感染対策機器類(アクリル板、消毒設備等)の購入経費を補助する。

補助率2/3、補助上限額20万円

※現地確認を含む認証事務及び補助金交付事務は、民間委託予定

3 対象施設(認証・補助共通)

客席を設けて飲食させる飲食店(喫茶店、スナック等を含む。)

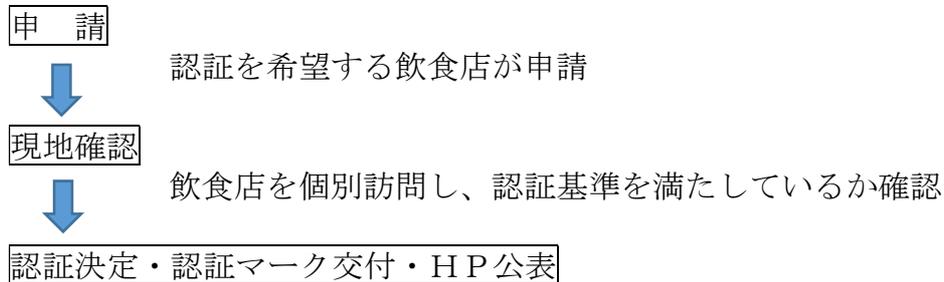
約5,500施設

4 申請受付(認証・補助共通)

令和3年8月中旬

第三者認証制度（「しまね安心なお店」認証制度）

1 認証の流れ



2 認証基準

国が示す認証基準（案）（約40項目）をもとに県認証基準を策定

「県の認証基準（案）」抜粋

【来店者の感染症予防】

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入店時の手指消毒を呼びかける。
- ・発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある者は入店しないよう表示する。
- ・飲食時以外のマスク着用を周知する。
- ・レジ等の対面接客場所にアクリル板等を設置する。現金はコイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。
- ・客席の間隔を最低1m以上確保するか、または席間にアクリル板等を設置する。
- ・トイレの入り口付近（客席側）に、消毒設備を設置する。

など

【従業員の感染症予防】

- ・常にマスクを着用し咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- ・業務開始前に検温・体調確認を実施する。発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ・定期的に、かつ、他者の接触が多い場所・物品に触れた後などに、手洗いや手指消毒を実施する。

など

【施設・設備の衛生管理の徹底】

- ・十分な換気を実施する（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開等）。
- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を定期的に清拭消毒する。

など

【感染者発生に備えた対処方針】

- ・施設の従業員の感染が判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力する。

など

島根県再犯防止推進計画（案）について

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。）において、国との適切な役割分担を踏まえた施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定が定められたことを受け、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定

(2) 計画の目的

誰もが地域社会の一員として生活することのできる安全で安心な社会を実現するために、犯罪をした者等の更生や社会復帰に対する理解・協力及び支援の輪を県全体に広げ、支援対象者の背景にある生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進する

(3) 計画期間

令和3年6月から令和8年3月までの5年間

(4) 計画の構成

別表のとおり

2 素案に対する意見照会

(1) 市町村及び関係団体への意見照会

- ①実施期間：令和3年2月4日～令和3年2月22日
- ②実施方法：郵送による意見照会
- ③対 応：2件の軽微な字句訂正

(2) パブリックコメントの状況

- ①実施期間：令和3年3月29日から令和3年4月30日
- ②実施方法：県ホームページ、地域福祉課、県政情報センター等での閲覧、郵送、ファックス、電子メールによる意見受付
- ③対 応：意見0件

(3) 計画策定委員への意見照会

- ①実施期間：令和3年2月2日～令和3年5月14日
- ②実施方法：郵送による意見照会
- ③対 応：14件の意見のうち、12件について意見を反映し、素案を修正
(詳細別紙)

3 スケジュール

- ・令和3年6月2日 第4回県再犯防止推進計画策定委員会開催(計画最終案の審議)
- ・令和3年6月中 策定・公表

計画の構成	主な記載事項等
第1章 計画の基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 再犯防止施策の対象者	⇒再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」 ⇒令和3年度（初年度）～令和7年度（5年間）
第2章 基本方針・重点課題及び再犯防止等に関する施策の指標 1 基本方針 2 重点課題 3 成果指標 4 参考指標	地域における「息の長い支援」など 施策体系1～6 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 ⇒国計画に掲げられた施策の指標を参考
第3章 島根県における再犯防止を取り巻く状況	犯罪の発生状況や就労・住居の確保の状況等の統計データ
第4章 今後取り組んでいく施策 1 就労・住居の確保等のための取組 (1) 就労の確保等 (2) 住居の確保等	サポステ等各就労支援機関による個別の事情に応じた就労支援 など 県営住宅の優先入居対象の拡大 など
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (1) 高齢者又は障がい者等への支援等 (2) 薬物依存等を有する者への支援等	県地域生活定着支援センターによる保健医療福祉のサービス利用に向けた支援、関係機関との連携強化 など 薬物問題に関する相談窓口の開設、ギャンブル依存症に対する専門支援プログラムの普及 など
3 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	子ども・若者の相談支援機関による相談対応 など
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	警察や矯正施設等の連携による暴力団離脱に向けた働きかけ など
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 (1) 民間協力者の活動の促進等 (2) 広報・啓発活動の推進等	保護司等の人材確保や協力雇用主等の確保に向けた啓発 など “社会を明るくする運動”や“再犯防止啓発月間”を通じた広報・啓発活動 など
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組	更生支援に関する現状等の共有、意見交換を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」の開催など
第5章 推進体制	計画の進捗管理を行う「再犯防止推進委員会」の設置

島根県再犯防止推進計画概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- ・刑法犯検挙者に占める再犯者が上昇傾向。
- ・こうした背景には、生活困窮や疾病、障がい、高齢で身寄りがないなど様々な生活課題を抱えている者が多く存在する。
- ・犯罪をした者等の社会復帰に対する理解や支援の輪を県全体に広げ、対象者の背景にある様々な生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進し、安全・安心な社会の実現のため、県計画を策定する。

2 計画位置づけ

再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 再犯防止施策の対象者

起訴猶予、執行猶予、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者

第2章 基本方針・重点課題及び再犯防止等に関する施策の指標

1 基本方針

- (1) 地域における「息の長い支援」
- (2) 支援者間の連携、協働
- (3) 民間協力者の理解、支援活動の促進

2 重点課題

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (6) 国・民間団体等との連携強化

3 成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数 328人以下
刑法犯検挙者中の再犯者率 47%以下
基準値:令和元年 410人 52%

第3章 島根県における再犯防止を取り巻く状況

県の現状

- (1) 犯罪の発生状況
- (2) 就労・住居の確保等関係
- (3) 保健医療・福祉のサービスの利用の促進等関係
- (4) 学校等と連携した修学支援の実施等関係
- (5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

第4章 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等のための取組

- (1) 就労の確保
 - ・各就労支援機関による個別支援の充実強化
- (2) 住居の確保
 - ・県営住宅の優先入居対象の拡大

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1) 高齢者又は障がい者等への支援
 - ・地域生活定着支援センターによる支援の充実強化
 - ・支援関係者の連携体制の構築
- (2) 薬物依存等を有する者への支援
 - ・薬物問題に係る関係機関の連携強化、効果的な支援の検討
 - ・ギャンブル等依存症に関する専門支援プログラムの普及

3 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- ・子ども・若者の相談支援機関における支援の充実

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

- ・警察や矯正施設等の連携強化による暴力団離脱に向けた支援の実施
- ・少年サポートセンターによる支援の実施

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- (1) 民間協力者の活動等の促進等
 - ・保護司や協力雇用主の確保に向けた啓発
- (2) 広報・啓発活動の推進等
 - ・“社会を明るくする運動”の推進
 - ・矯正施設、更生保護団体による活動の広報・啓発

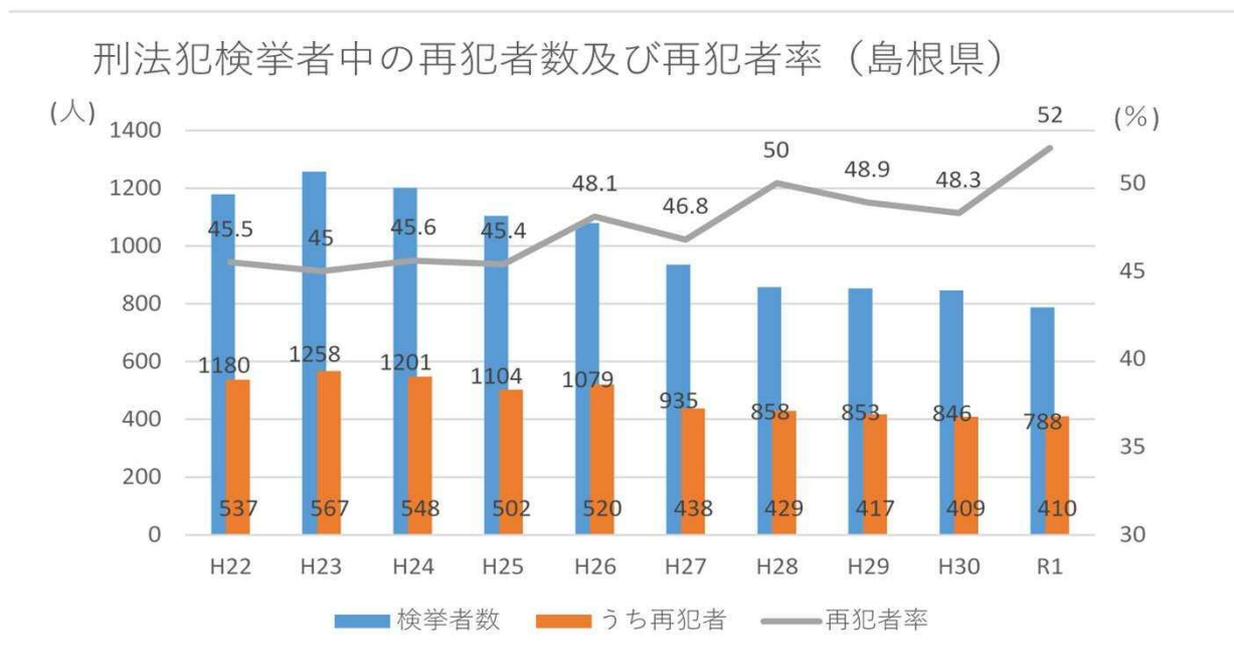
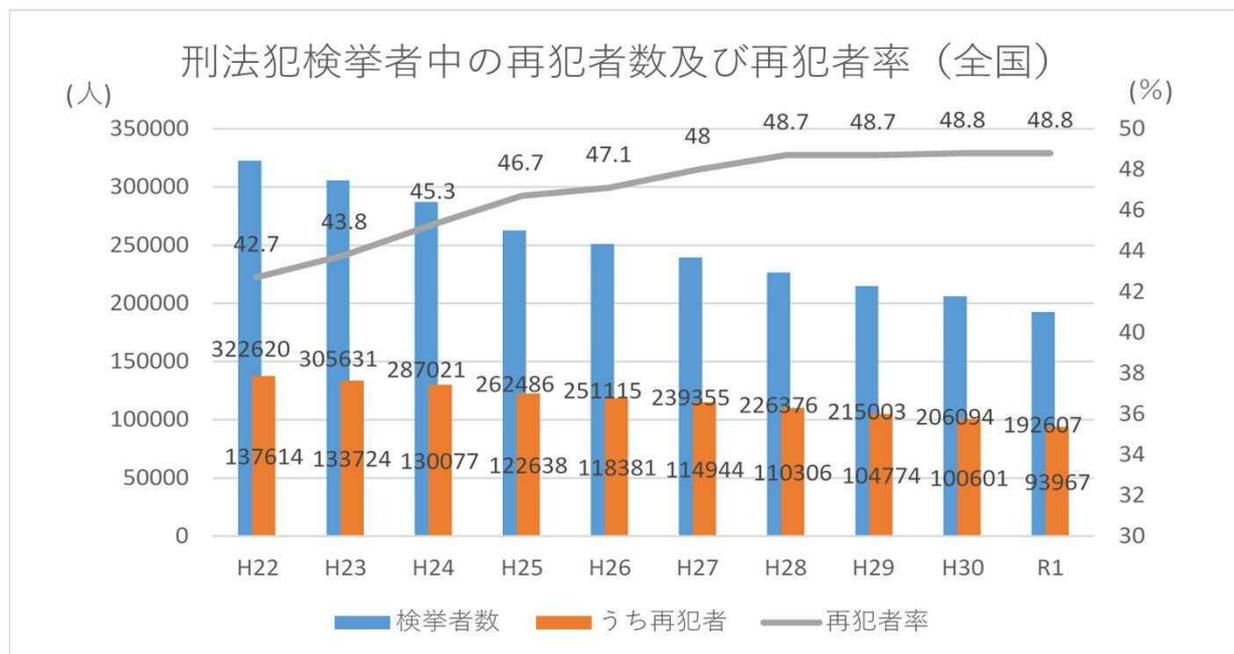
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

- ・再犯防止に係る取組や支援状況の共有を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」を開催

第5章 推進体制

再犯防止推進委員会を設置し、関係機関・団体と連携を図りながら、再犯防止に係る施策や必要な支援の検証及び情報共有を行う。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



【資料：島根県警察本部・法務省提供】

「島根県再犯防止推進計画」（素案）にいただいた意見等

No	ご意見（要約）	ご意見に対する県の対応・考え方
1	目的、基本方針において、対象者からの側面を追加すべきと考える。	計画策定の趣旨及び基本方針において、支援対象者からの側面の記載を追加しました。（P1、P4）
2	成果指標について 国計画の成果目標は「再犯者数を2割以上減」であり、県計画では20%減となる「再犯者数を328名以下にする」ことを目標としている。これは決して達成不可能な数値ではないので、アピールする意味合いでもさらに高い目標を設定すべきではないか。	再犯防止に係る取組は即効性があるものではなく、計画を策定したことのみをもってすぐに再犯者が減るものではありませんが、取組を推進する上で目標は必要であると考えます。 成果指標のうち、再犯者数については、政府目標を参考に目標値を設定し、再犯者率については、過去5年間の最小値を目標値としました。 県としては、一人一人が孤立することなく地域に定着して暮らすことのできるよう、再犯防止推進計画に基づき、各機関の連携強化や支援活動の促進など目標達成に向けて取り組んで参ります。
3	成果指標について 再犯者数を令和7年末までに328名以下とする目標値は、非常に達成のハードルが高い値であると感じるため、過去5年間の減少率6.8%を参考に「再犯者数を10%以上減とする」でも良いのではないかと。 また、再犯者率も増加傾向にあることから、「期間中の平均が令和元年の5.2%を下回る」ことを成果指標としても良いのではないかと。	
4	協力雇用主数の計上で「現在」とはいつの時点を指すのか不明であるため、P18の協力雇用主の数値との整合性が担保されていない。	『各年4月1日時点において』を追記しました。（P7）
5	しらふじ利用者の就労の現状について、追記してもらいたい。	更生保護施設「しらふじ」利用者の現状について、追記しました。（P18）
6	コレワーク中国の取組を追記してもらいたい。	コレワーク中国の取組内容を紹介する資料を追加しました。（P21、P22）
7	再入率のデータが少し古いのではないかと。	平成27年のデータを平成29年のデータに修正しました。（P25）

No	ご意見（要約）	ご意見に対する県の対応・考え方
8	松江地方検察庁刑事政策推進班の取組を追記してもらいたい。	松江地方検察庁刑事政策推進班の取組内容を紹介する資料を追加しました。（P27）
9	島根県地域生活定着支援センターの取組内容を追記してもらいたい。	島根県地域生活定着支援センターの取組内容を追加しました。（P28）
10	島根法務少年支援センターの取組を追記してもらいたい。	島根法務少年支援センターの取組内容を紹介する資料を追加しました。（P31）
11	島根あさひ社会復帰促進センターの取組の記載内容を変更し、資料を添付してもらいたい。	島根あさひ社会復帰促進センターの具体的な取組内容を追記し、資料を追加しました。（P33、P36、P37）
12	更生保護施設「しらふじ」の取組を追記してもらいたい。	更生保護施設「しらふじ」の取組内容を追加しました。（P35）
13	島根県立大学BBSサークルの取組を追記してもらいたい。	島根県立大学BBSサークルの取組内容を追加しました。（P38）
14	島根あさひ社会復帰促進センターの資料を添付してもらいたい。	島根あさひ社会復帰促進センターの取組内容を紹介する資料を追加しました。（P42）

島根県保健医療計画の中間評価及び見直しについて

1 経緯

県保健医療計画（計画期間：平成30(2018)年～令和5(2023)年）の中間年にあたり、国の指針を踏まえ、これまでの取組や数値目標の達成状況を評価し、必要に応じて時点修正や数値目標の再設定等の見直しを行う。

※新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を勘案し、昨年度国から発出された通知に基づき、見直し後の計画適用時期を「令和3年4月」から「令和3年度中」に変更

2 概要

(1) 国の指針を踏まえた見直し

5疾病・5事業（※）及び在宅医療について「現状と課題」、「施策の方向」、「数値目標」の見直しを実施（第5章）

※5疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

5事業…救急医療、災害医療、地域医療、周産期医療、小児医療

(2) 新興感染症等への対応に関する記載の追加

医療法の改正により、次期医療計画策定時（令和6(2024)年度～）から6事業目として、新興感染症等への対応に関する事項を追加し、具体的な記載内容を検討されていることから、今回の中間見直しでは次期改定を見据え、新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症等に関する基本的な考え方や現状と課題等について記載（第4章・第6章）

(参考) 現行計画における記載項目

第1章	基本的事項
第2章	地域の現状
第3章	医療圏及び基準病床数
第4章	地域医療構想
第5章	医療提供体制の現状、課題及び施策の方向 * 5疾病・5事業及び在宅医療 等
第6章	健康なまちづくりの推進 * 感染症保健・医療対策、健康危機管理体制の構築 等
第7章	保健医療従事者の確保及び医療・保健・福祉システムの構築
第8章	将来の保健医療提供体制の確保に向けた事業の推進

3 数値目標の達成状況と評価（次ページ以降）

4 スケジュール

令和3年3月	医療審議会（見直しの方向について審議：承認）
6月	文教厚生委員会へ上記を報告（本日）
7月	医療審議会（計画素案の審議） ※関係機関に意見照会、パブリックコメントの実施
9月	文教厚生委員会へ報告
10月	医療審議会（計画案の諮問・答申）

【数値目標の達成状況と評価】

※赤字…策定時と比較して、改善または目標値を達成しているもの

〈がん〉

- ・がん 75 歳未満年齢調整死亡率は策定時から低下しており、順調に推移している。
- ・若年がん患者の妊孕（にんよう）性温存が課題であることから、がん診療連携拠点病院等による「がん・生殖医療ネットワーク」と連携し、相談体制の整備に取り組むことを記載する。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①がん75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万対)	男 105.2 女 54.9 (平成27(2015))	男 89.2 女 47.7 (平成30(2018))	男 86.1 女 50.4	国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」
②がん年齢調整罹患率(人口10万対)	胃がん 60.9 肺がん 37.1 大腸がん 51.8 子宮頸がん 8.1 乳がん(女) 73.2 肝がん 18.4 (平成25(2013))	胃がん 56.5 肺がん 49.4 大腸がん 59.6 子宮頸がん 12.1 乳がん(女) 82.2 肝がん 17.2 (平成28(2016))	低減	島根県がん登録
③臨床進行度 早期がん(上皮内がん及び限局)の割合	胃がん 55.1% 肺がん 32.6% 大腸がん 59.3% 子宮頸がん 80.8% 乳がん(女) 60.3% (平成25(2013))	胃がん 60.3% 肺がん 42.0% 大腸がん 59.0% 子宮頸がん 86.3% 乳がん(女) 68.1% (平成28(2016))	各がん 10%増加	島根県がん登録
④全がん5年相対生存率	全がん 62.3% (平成20(2008))	全がん 60.2% (平成24(2012))	増加	島根県がん登録

〈脳卒中〉

- ・脳血管疾患年齢調整死亡率は順調に低下しているが、脳卒中年齢調整初発率はほぼ横ばいで推移している。
- ・患者及びその家族への支援、緩和ケア、治療と仕事の両立支援等が課題であり、今後取り組んでいくべき事項として記載する。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①脳血管疾患年齢調整死亡率 (人口10万対)	男 43.0 女 22.7 (平成23(2011)～ 平成27(2015)平均値)	男 37.4 女 20.7 (平成26(2014)～ 平成30(2018)平均値)	男 42.5 女 21.8	SHIDS(島根県健康指標データシステム)
②脳卒中年齢調整初発率(人口10万対)	男 118.6 女 65.7 (平成27(2015))	男 121.9 女 61.0 (平成31(2019))	男 96.0 女 55.0	島根県脳卒中発症者状況調査

〈心筋梗塞等の心血管疾患〉

- ・虚血性心疾患の年齢調整死亡率は男女とも策定時から低下しているが、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は改善がみられていない状況にある。
- ・急性期から慢性期の一貫したリハビリテーション提供体制や多職種連携による継続的な支援、患者及びその家族への支援、緩和ケア等が課題であり、今後取り組んでいくべき事項として記載する。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①虚血性心疾患年齢調整死亡率 (人口10万対)	男 16.3 女 7.2 (平成23(2011)～ 平成27(2015)平均)	男 14.4 女 6.2 (平成26(2014)～ 平成30(2018)平均)	男 15.7 女 6.6	SHIDS(島根県健康指標データシステム)
②平成20(2008)年度と比べたメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(40～74歳)	18.5%減 (平成27(2015))	14.9%減 (平成30(2018))	25%減	特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ

〈糖尿病〉

- ・糖尿病性腎症による新規人工透析導入割合は、年によって増減があり、経年でみると横ばいで推移している。
- ・健康寿命のさらなる延伸を目指して、令和2(2020)年度から「しまね健康寿命延伸プロジェクト事業」を展開し、健康づくりや介護予防を一層推進している。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①糖尿病年齢調整有病者割合(20~64歳)	男 5.4% 女 2.2% (平成28(2016))	—	男 5.4% 女 2.2%	特定健康診査、事業所健康診断結果
②糖尿病性腎症による新規人工透析導入割合(人口10万対)	13.5 (平成27(2015))	11.5 (平成30(2018))	8.0	わが国の慢性透析療法の現況
③糖尿病有病者でHbA1cが8.0%以上の者の割合(20~74歳)	男 12.5% 女 10.4% (平成28(2016))	—	男 11.1% 女 7.6%	特定健康診査、事業所健康診断結果

〈精神疾患〉

- ・入院後1年時点の退院率や慢性期入院需要など、一部の項目で令和2年度末の目標値に達していないものもあるが、全体としては概ね順調に推移している。

項目	策定時	直近把握数値	目標		備考
			令和2(2020)	令和6(2024)	
①精神病床における入院後3か月時点の退院率	59.6% (平成27(2015))	70.3% (平成29(2017))	69.0%	—	精神保健福祉資料
②精神病床における入院後6か月時点の退院率	77.5% (平成27(2015))	84.9% (平成29(2017))	84.0%	—	精神保健福祉資料
③精神病床における入院後1年時点の退院率	86.7% (平成27(2015))	88.7% (平成29(2017))	90.0%	—	精神保健福祉資料
④精神病床における入院需要(患者数)	2,170人 (平成26(2014))	1,938人 (令和元(2019))	2,009人	1,739人	患者調査、精神障がいに係る島根県独自患者調査等
④-1 精神病床における急性期(3か月未満)入院需要	472人 (平成26(2014))	431人 (令和元(2019))	454人	435人	
④-2 精神病床における回復期(3か月以上1年未満)入院需要	386人 (平成26(2014))	323人 (令和元(2019))	382人	371人	
④-3 精神病床における慢性期(1年以上)入院需要	1,312人 (平成26(2014))	1,184人 (令和元(2019))	1,173人	933人	
④-4 精神病床における慢性期入院需要(65歳未満)	512人 (平成26(2014))	403人 (令和元(2019))	407人	306人	
④-5 精神病床における慢性期入院需要(65歳以上)	800人 (平成26(2014))	781人 (令和元(2019))	766人	627人	
⑤地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	—	—	112人	300人	患者調査、精神障がいに係る島根県独自患者調査等
⑤-1 地域移行に伴う基盤整備量(65歳未満)	—	—	42人	113人	
⑤-2 地域移行に伴う基盤整備量(65歳以上)	—	—	70人	187人	

〈救急医療〉

- ・数値目標はいずれも順調に推移している。
- ・策定時からの課題に大きな変化はなく、引き続き施策の方向に基づいて取組を継続する。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①救急告示病院の数	25カ所 (平成29(2017))	25カ所 (令和2(2020))	維持	県認定
②救命救急センターの数	4カ所 (平成29(2017))	4カ所 (令和2(2020))	維持	県指定
③救急救命士の数	316人 (平成29(2017))	358人 (令和2(2020))	396人	県消防総務課調査

〈災害医療（災害時公衆衛生活動を含む）〉

- ・数値目標は概ね順調に推移している。
- ・災害拠点精神科病院については、令和2年4月に1カ所指定し、当初の目標を達成している。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①災害拠点病院の数	10カ所 (平成29(2017))	10カ所 (令和2(2020))	維持	県指定
②災害拠点精神科病院の数	0カ所 (平成29(2017))	1カ所 (令和2(2020))	1カ所	県指定
③DMATの数	20チーム (平成29(2017))	19チーム (令和2(2020))	22チーム	県登録

〈地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）〉

- ・しまね地域医療支援センターへの登録者等のうち、県内で研修・勤務する医師数や医師不足地域で研修・勤務する医師数は着実に増加しており、引き続き医師確保計画に基づき医師の確保に取り組む。
- ・将来にわたって一次医療を維持・確保するため、各地域での病診連携や病院の役割等について話し合いを進めるとともに、地域で必要とされる総合診療専門医を養成・確保するための取組について記載する。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①しまね地域医療支援センターへの登録者等のうち、県内で研修・勤務する医師数	185人 (平成29(2017))	251人 (令和2(2020))	305人	県医師確保対策室調査
②しまね地域医療支援センターへの登録者等のうち、医師不足地域（松江、出雲以外）で研修・勤務する医師数	60人 (平成29(2017))	81人 (令和2(2020))	100人	県医師確保対策室調査

〈周産期医療〉

- ・周産期死亡率については全国平均以下を維持し、目標を達成しているが、医師数や助産師数は横ばいで推移している。
- ・令和3年度より島根大学医学部附属病院は「地域周産期母子医療センター」から「総合周産期母子医療センター」へ移行し、「総合周産期母子医療センター」である県立中央病院は、同年度中に「地域周産期母子医療センター」へ移行し、新たな周産期医療体制のもと、連携体制を強化する。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①周産期死亡率（出産1000対）	3.0 (平成26(2014)～平成28(2016)平均)	3.3 (平成29(2017)～令和元(2019)平均)	全国平均以下を維持	人口動態統計
②産婦人科医師数	65人 (平成28(2016))	63人 (平成30(2018))	10%増加	医師・歯科医師・薬剤師統計
(参考) 妊産婦人口に対する産婦人科医の割合 (妊産婦10万対)	1,144 (平成28(2016))	1,185 (平成30(2018))	—	(妊産婦数) 島根県周産期医療調査による分娩数
③小児科医師数	100人 (平成28(2016))	97人 (平成30(2018))	5%増加	医師・歯科医師・薬剤師統計
(参考) 小児人口に対する小児科医の割合 (15歳未満人口10万対)	116 (平成28(2016))	116 (平成30(2018))	—	(15歳未満人口) 総務省10月1日現在推計人口
④助産師数	323人 (平成28(2016))	326人 (平成30(2018))	10%増加	衛生行政報告例
(参考) 妊産婦人口に対する助産師の割合 (妊産婦10万対)	5,683 (平成28(2016))	6,131 (平成30(2018))	—	(妊産婦数) 島根県周産期医療調査による分娩数

〈小児救急を含む小児医療〉

- ・小児科医師数は微減しているが、県内で小児科の専門研修を始める医師（専攻医）は、平成30年以降、年2～3名で推移しており、一定数の小児科医師が輩出される見込みである。

項目	策定時	直近把握数値	目標	備考
①小児科医師数	100人 (平成28(2016))	97人 (平成30(2018))	5%増加	医師・歯科医師・薬剤師統計
②かかりつけの小児科医を持つ親の割合	3歳児の親 89.9% (平成28(2016))	—	95%	県健康推進課調査
③小児救急電話相談（#8000）の認知度	4か月児の親 62.0% (平成28(2016))	—	90%	県健康推進課調査

〈在宅医療〉

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数は横ばいであるが、訪問診療を受けている患者数は増加している。
- ・多様化する在宅医療ニーズに対応するため、在宅医療を実施する医療機関への支援や多職種連携のための取組等を引き続き推進する。

項目	策定時	直近把握数値	目標		備考
			令和2(2020)	令和5(2023)	
①訪問診療を実施する診療所・病院数	270カ所 (平成27(2015))	269カ所 (令和元(2019))	287カ所	304カ所	NDB(EMITAS-G)
②訪問診療を受けている患者数	5,769人 (平成27(2015))	5,979人 (令和元(2019))	6,132人	6,496人	NDB(EMITAS-G)
③退院支援ルールを設定している二次医療圏域数	3圏域 (平成29(2017))	5圏域 (令和2(2020))	7圏域	7圏域	県医療政策課把握
④在宅療養後方支援病院数	4カ所 (平成29(2017))	5カ所 (令和2(2020))	7カ所	7カ所	中国四国厚生局把握
⑤在宅療養支援病院数	7カ所 (平成29(2017))	7カ所 (令和2(2020))	9ヶ所	9ヶ所	中国四国厚生局把握
⑥在宅看取りを実施している診療所・病院数	110カ所 (平成27(2015))	102カ所 (令和元(2019))	114カ所	118カ所	NDB(EMITAS-G)
⑦24時間体制を取っている訪問看護ステーション数	58カ所 (平成27(2015))	70カ所 (平成30(2018))	60カ所	62カ所	介護サービス施設・事業所調査
⑧機能強化型訪問看護ステーション数	0カ所 (平成29(2017))	3カ所 (令和2(2020))	1カ所	2カ所	中国四国厚生局把握
⑨訪問歯科診療を実施する歯科診療所数	102カ所 (平成26(2014))	109カ所 (平成29(2017))	106カ所	109カ所	医療施設調査
⑩在宅療養支援歯科診療所数	116カ所 (平成29(2017))	87カ所 (令和2(2020))	120カ所	124カ所	中国四国厚生局把握
⑪訪問薬剤指導を実施している事業所数	88カ所 (平成29(2017))	159カ所 (令和元(2019))	91カ所	94カ所	介護データベース

島根県循環器病対策推進計画(素案)について

1 計画策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号、以下「循環器病対策基本法」という。)において、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

循環器病対策基本法第11条第1項に基づく県計画として策定
島根県保健医療計画の中間見直しにあわせて策定し、整合性を図る

3 計画策定の体制

循環器病対策基本法第21条第1項に基づき、島根県循環器病対策推進協議会を設置

4 計画の概要

別紙

5 計画の期間

令和3年10月～令和9年3月

6 計画の評価

令和5年度に保健医療計画の改定にあわせて中間見直し、令和8年度に評価

7 今後のスケジュール

- 令和3年6月 第2回島根県循環器病対策推進協議会の開催
- 6月 文教厚生委員会へ報告(計画素案)
- 7月 医療審議会に報告(計画素案)
※パブリックコメントの実施
- 9月 文教厚生委員会へ報告(計画案)
- 10月 医療審議会に報告(計画案)

別紙(計画の概要)

【全体目標】

- ① 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ② 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 循環器病の研究推進への協力

【個別施策】

循環器病対策全体の基盤整備 : 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

項目	主な取組
1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命延伸を目指し、健康づくりや介護予防の取組を県民運動として推進 ・基礎疾患の適正管理、早期受診の必要性などの普及啓発、患者指導 ・循環器病発症リスクを高める歯周疾患予防対策
2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実	
(1) 循環器を予防する健診の普及や取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率向上 ・学校教育や職域との連携 ・働き盛り世代への効果的な啓発
(2) 救急搬送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・救急現場から医療機関により迅速かつ適切に搬送可能な体制整の構築 ・一般住民への講習(AED等) ・症例検討や脳卒中スケール、エルボ等の周知
(3) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関連携の推進 ・ICTを活用した遠隔診断等の推進 ・再入院頻度の高い心不全患者への多職種他機関連携の推進
(4) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働による医療体制の構築及び他機関連携による包括的かつ継続的支援 ・「まめネット」の活用による情報連携
(5) リハビリテーション等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期から回復期・在宅へ多職種による切れ目のないリハビリテーションの提供体制の充実
(6) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民にわかりやすい情報の提供 ・関係機関との連携による適切な相談支援の充実 ・円滑な情報共有ツールの検討
(7) 循環器病の緩和ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・入院から在宅への切れ目のない緩和ケア提供体制の充実 ・ACPの普及啓発 ・緩和ケアの質の向上による患者・家族のQOLの向上
(8) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・復職支援の体制づくり ・失語症者等当事者や家族を地域で支援する仕組みの構築の検討
(9) 治療と仕事の両立支援・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根県地域両立支援推進チーム」を通じた復職支援等対策の推進 ・ガイドラインや出張相談窓口等の周知
(10) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部局との連携の推進 ・小児科・成人期の診療科・地域連携部門の連携の推進
3. 循環器病の研究推進への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う研修等に対し必要時協力

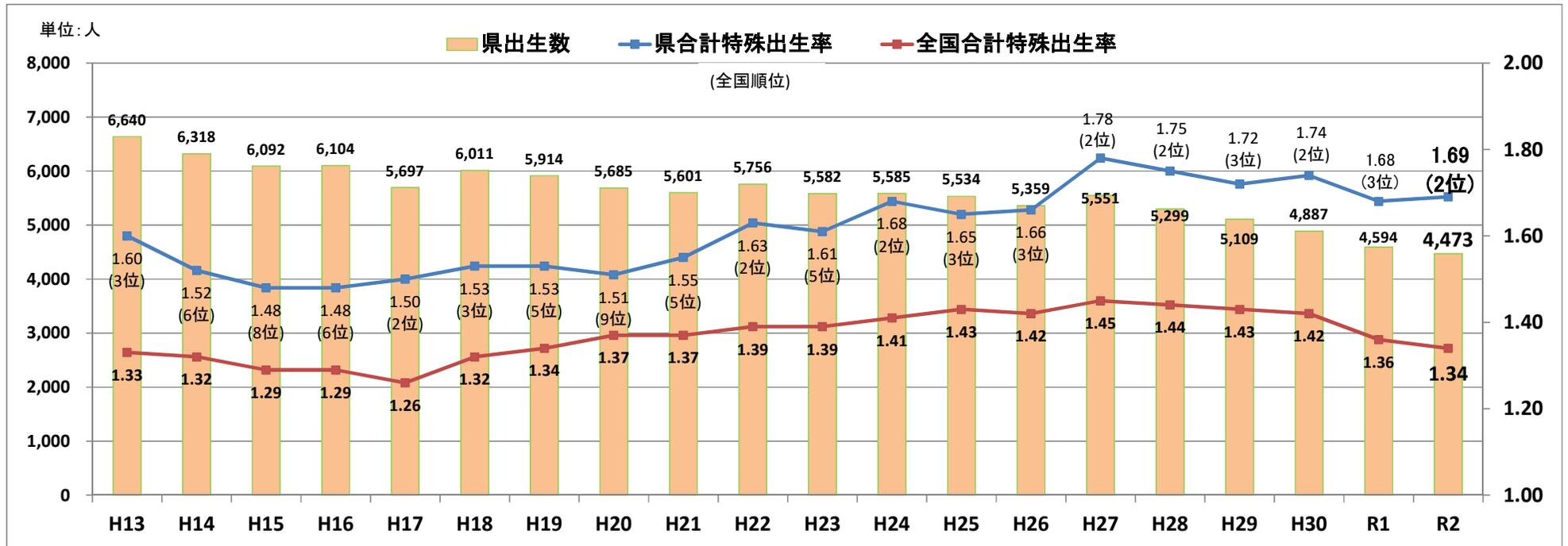
: 今後、現状把握を含め取組を強化する項目

令和2年合計特殊出生率等について

【厚生労働省 R3. 6. 4発表】

文教厚生委員会資料
令和3年6月24日・25日
健康福祉部子ども・子育て支援課

■ 合計特殊出生率、出生数の推移



■ 合計特殊出生率、出生数

	合計特殊出生率			出生数(人)		
	R1	R2	増減	R1	R2	増減(人)
	確定	概数		確定	概数	
全国	1.36	1.34	▲ 0.02	865,239	840,832	▲ 24,407
島根県	1.68	1.69	0.01	4,594	4,473	▲ 121

■ 合計特殊出生率全国順位

	H30	R1	R2	
1位	沖縄県 1.89	沖縄県 1.82	沖縄県	1.86
2位	島根県 1.74	宮崎県 1.73	島根県	1.69
3位	宮崎県 1.72	島根県 1.68	宮崎県	1.68
4位	鹿児島県 1.70	長崎県 1.66	長崎県	1.64
5位	熊本県 1.69	佐賀県 1.64	鹿児島県	1.63
全国平均	1.42	1.36	1.34	

障がい者就労施設等からの物品等の調達について (令和2年度調達実績と令和3年度調達方針)

1. これまでの調達実績

(単位:円)

	H28		H29		H30		R元		R2	
	件数	金額								
調達目標額	-	33,000,000	-	33,000,000	-	33,000,000	-	38,000,000	-	42,000,000
実績額	472	31,203,212	500	31,988,933	613	37,338,944	639	41,938,059	484	67,657,361
前年度比	-	103.7%	-	102.5%	-	116.7%	-	112.3%	-	161.3%
調達目標達成率	-	94.6%	-	96.9%	-	113.1%	-	110.4%	-	161.1%

(内容別)

(単位:円)

	H28		H29		H30		R元		R2	
	件数	金額								
印刷、情報処理	267	10,062,020	299	8,731,015	337	9,413,685	356	10,865,983	218	11,579,629
役務	92	3,920,035	102	5,724,038	156	8,505,894	138	10,750,000	122	10,189,900
物品	98	2,336,570	78	2,168,659	96	3,474,556	125	3,487,206	113	29,405,791
給食、弁当	15	14,884,587	21	15,365,221	24	15,944,809	20	16,834,870	31	16,482,041
計	472	31,203,212	500	31,988,933	613	37,338,944	639	41,938,059	484	67,657,361

2. 令和3年度の調達方針

(1) 調達目標額 46,000千円

(単位:千円)

区分	目標金額	品目の例
印刷、情報処理	12,000	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし
役務	11,000	クリーニング、清掃、環境整備、文書封入・発送、リサイクル、施設管理
物品	6,000	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食材、農産品、カバー苗
給食、弁当	17,000	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶
計	46,000	

(2) 今後の取り組み

引き続き福祉事業所が提供可能なサービス・物品等の圏域別情報を全所属へ情報提供するとともに、今年度から新たな取組みとして各所属の調達予定物品、役務等を障がい者就労施設等へ情報提供する。

障がい者就労継続支援事業所における令和2年度の工賃実績について

1. 令和2年度の工賃実績

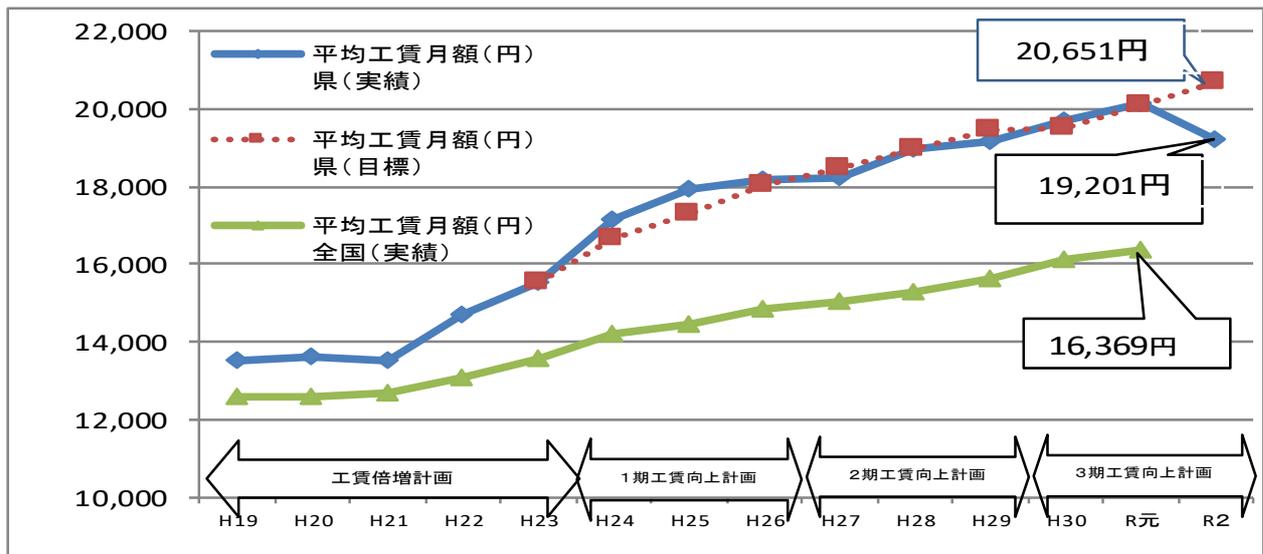
		平均工賃月額(円) (前年度比)				事業所数		定員	
		H30	R元	R2	R2/R元	R元	R2	R元	R2
就労継続支援B型 (工賃向上計画対象事業所)	目標額	19,506	20,087	20,651	102.8%	123	125	2,572	2,590
	実績額	19,672	20,120	19,201	95.4%				
就労継続支援A型(雇用型)		88,312	91,513	95,329	104.2%	33	31	589	518

※平均工賃月額＝年間の工賃総額【収入－原価(原材料・外注等)】÷各月の工賃支払対象者延べ人数

(平均工賃月額の減少の要因)

新型コロナウイルス感染症の拡大により企業活動全体が滞る中、製造業や観光業を中心とした受注の減少やイベントの中止等による自社製品の販売機会の減少などの影響が大きかったと考えられる。

2. 平均工賃月額の推移



3. 島根県の平均工賃月額の順位

(単位: 円)

	H28	H29	H30	R元	R2
島根県	18,994	19,133	19,672	20,120	19,201
全国平均	15,295	15,603	16,118	16,369	-
島根県の順位	6	4	4	3	-

4. 県の支援

備蓄用布マスクの製作を事業所に依頼したほか、他分野への新規参入やインターネットを活用した販路開拓等の取組を行う事業所に対して助成を行った。

島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画について

1. 計画の趣旨

- ・就労継続支援 B 型事業所で就労する障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、就労継続支援事業所における工賃向上の取組を引き続き推進するために策定。
- ・『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（厚生労働省通知）』に基づき、令和5年度までの目標工賃額を設定し、就労継続支援事業所における取組が効果的に実施されるよう具体的な支援策を定めるもの。

2. 計画の期間

- ・令和3年度～令和5年度（3年間）

3. 計画の対象事業所

- ・県内すべての就労継続支援 B 型事業所（※令和3年4月1日現在 129事業所）

4. 目標工賃額の設定（月額）

（単位：円）

	R元年度 実績	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	R5年度 目標	R5/R元比
月額	20,120	19,201	20,120	20,724	21,327	106%

5. 支援に関する基本的な方向性

（1）共同化や連携の推進

事業所間の連携や島根県障がい者就労事業振興センターにおける共同受注窓口の機能強化

（2）他産業等との連携の促進

地域と関わりの深いさまざまな産業との連携の促進

（3）受注や販路拡大

販売場所等の提供及び支援

（4）技術指導の強化

専門家の派遣等

（5）企業的経営手法の導入

経営者向けの研修の実施

（6）説明会や研修等の実施

事業所職員向けの各種セミナーの実施

（7）市町村における取組の協力依頼

調達方針に基づく優先発注の推進